

2025年度

HONMA 安全衛生基準

創ります。人と自然と文明の共存を

株式会社 本 間 組

中央安全衛生委員会

目 次

(1) 墜落・転落災害の防止	1
(2) 重機災害の防止	7
(3) 健康障害の防止	9
(4) 熱中症の防止	10
(5) 激突され災害の防止	11
(6) 挟まれ災害の防止	12
(7) 埋立浚渫協会統一ルールを順守する	18
(8) カッターによる切創災害の防止	19
(9) 作業変更時に伴う災害の防止	20
(10) 交通災害の防止(工事車両)	21
(11) 公衆災害の防止	22
(12) 悪天候時の労働災害の防止	23
(13) 高年齢作業員について	24
(14) 外国人労働者について	25

(1) 墜落・転落災害の防止

脚立作業の基準

- 1) 垂直高さ2m以上の脚立は現場に持込禁止とする。止むを得ない場合は許可制とし、安全対策を協力会社と作業所で十分に協議を行い、作業手順を作業員全員に周知させる。またその結果を記録する。
- 2) 脚立の単独使用は原則禁止とする。止むを得ない場合は許可制とし、協力会社は「脚立単独使用誓約書」を提出する。
- 3) パイプ(踏み栈のない物)脚立は現場に持込禁止とする。
- 4) 脚立を使用する時の順守事項

- ①脚立に上がるときは、脚立高さに拘わらず室内でも必ずヘルメットを着用する。
- ②脚立の最上段にあがっての作業は禁止とする。
- ③天板上や天板をまたいで作業をしない。
- ④作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)。
- ⑤荷物を持って昇降しない。



(1) 墜落・転落災害の防止

可搬式作業台(立ち馬)の基準

- 1) 作業床高さが1.5mを超える場合は、感知バー又は補助手摺の設置したものを使用すること。
- 2) 作業床高さが0.7m以上となる場合は、手掛かり棒を設置したものを使用すること。
- 3) 規格外の「馬」を現場に持ち込まない(天板の巾が足場作業床の巾400未満等)。

可搬式作業台を正しく 安全に使いましょう



◆ 禁止事項 ◆

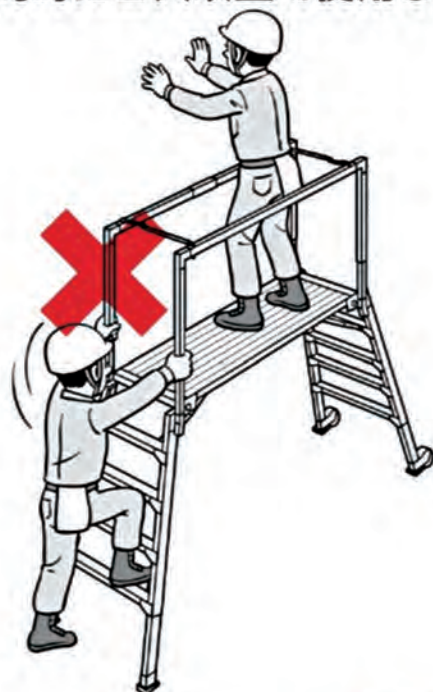
背を向けて昇降しない



不安定な場所で使用しない



同時に2人以上で使用しない



不安定な姿勢で作業しない



◆ その他の禁止事項 ◆

- ★ 荷物を持って昇降しない
- ★ 150kg 以上は載せない
- ★ 天板上に踏み台などを載せない

- ★ 反動・衝撃・解体作業等で転倒・転落の恐れがある場合は使用しない

(1) 墜落・転落災害の防止

足場等からの転落防止

- 1) 高低差のある作業箇所の足場計画と設置を確認する。
- 2) 低床作業(高さ2m未満)での立ち馬使用を徹底する。
- 3) 防波堤上部工などで、高さ2m未満でも墜落の危険がある場合は、足場計画を策定し、足場計画通りの設置を確認する。
- 4) デッキスラブ端部が開口部(外壁施工前)の状態では、墜落防止の取付設備を設置する。



(1) 墜落・転落災害の防止

要求性能墜落制止用器具について

1) 鉄骨建て方、足場の組立て・解体・変更作業及び杭打機のリーダー昇降時は、必ず「フルハーネス型」を使用する。

2) 「フルハーネス型」の着用・使用基準。

当社職員

- ・2m以上の高所で作業をする場合は、「フルハーネス型」を着用すること。
※但し、5m以下の場合で作業性が著しく低下する場合は、新規格の「胴ベルト型」でも可とする。
- ・ランヤードは、万一墜落した場合に使用者が地面に到達する恐れを極力生じさせないようにするため、「ロック機能付き常時巻き取り式ランヤード」を使用し、フックの取付け位置は出来るだけ高くすること。
- ・墜落制止用器具（胴ベルト型、フルハーネス型）については目視による日常点検の他、チェックリストを用いるなどして、定期的（6月と12月）に点検を行い記録に残すこと。

協力会社

- ・2m以上の高所で作業をする場合は、原則として「フルハーネス型」を着用すること（作業床が設置されている箇所であっても、不備がある可能性があるためいつでも使用出来るようにする）。
- ・5m以下の高所作業に限られる場合は「胴ベルト型」の使用も認める。
- ・ランヤードは、「ロック機能付き常時巻き取り式ランヤード」を備えたものが望ましい。フックの取付け位置は出来るだけ高くすること。
- ・墜落制止用器具（胴ベルト型、フルハーネス型）については目視による日常点検の他、チェックリストを用いるなどして、定期的（6ヶ月以内に1回）に点検を行い記録に残すこと。



(1) 墜落・転落災害の防止

鉄筋先端部の保護について

1) 差し筋を含む鉄筋の定着については、全て180°曲げのフックとする。その際フックの向きは以下の通りとする。

① ダブル筋の場合は、内側に向き合わせとする。

② シングル筋の場合は、壁に対し並行とする。

折り曲げが最良の対策であることから、止むを得ない場合を除き折り曲げておくこと。尚、不可能な場合には、従来の保護キャップを施すこと。墜落・転落の恐れのある範囲においては、耐衝撃型鉄筋キャップを使用し養生を実施する。



(2) 重機災害の防止

接触防止措置

- 1) 重機作業範囲・移動式クレーン旋回範囲をバリケード等により、立入禁止とする。また、重機旋回時に作業員との接触を防止するため、接触防止バー等で注意喚起を行う。接触防止バーは作業員に接触する低い位置に取り付ける。

接触防止措置取付例



2) バックホウのエンジン停止後はキャタピラーの四隅上部に小型のカラーコーン等を置くなどして、エンジンが停止していることを明示する。エンジンを始動するときは、重機周囲の安全確認を行いながらカラーコーン等を回収する。

例) 風で飛散する場合は、カラーコーンに替えて
カラークリップを使用する



例) カラーコーン



例) カラークリップ
(飛散対策仕様)

3) 運転中の車輦系建設機械に接触する危険が回避できない作業では、誘導者を配置し、誘導者の合図に従って作業する。

(3) 健康障害の防止

- 1) 朝礼時、作業員の健康状態を確認する。
- 2) 健康KYを確実に実施させる。
- 3) 体調不良時は職長に申し出るように指導する。
- 4) インフルエンザ・新型コロナ等伝染病罹患者の現場立ち入りを禁止する。
- 5) 年齢・経験・既往症を考慮した作業配置を行うよう職長を指導する。
- 6) 作業終了時に作業員の健康状態及びケガの有無を確認する。
- 7) 特殊健康診断(じん肺・高気圧・振動・有機溶剤・金属アーク溶接等)の受診を作業員名簿で確認し、確認が取れない場合は協力会社を指導する。
- 8) 作業員名簿の定期健康診断受診期限を確認する。
- 9) ラベル(絵表示:図1)のある化学物質等の取扱作業のリスクアセスメントの実施及び作業員への周知を確認する。
- 10) 法令による規制の対象となっていない物質でも必ずSDSに記載されているばく露防止措置を実施する。
- 11) 振動工具作業(コンクリートバイブレーター・ハンマードリル等)では作業に適した作業計画をたてるよう職長を指導する。
- 12) 金属アーク溶接作業等の実施における、健康障害防止措置について指導する。

図1:ラベル(絵表示)

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1~1.4)
自己反応性化学品(タイプA、B)
有機過酸化物(タイプA、B)

【炎】



可燃性ガス(区分1)
自然発火性ガス
エアゾール(区分1、区分2)
引火性液体(区分1~3)
可燃性固体
自己反応性化学品(タイプB~F)
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物(タイプB~F)
純性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性(区分1)
眼に対する重篤な損傷性(区分1)

【どくろ】



急性毒性
(区分1~区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
調えん有害性

【環境】



水生環境有害性
(短期(急性)区分1、
長期(慢性)区分1、
長期(慢性)区分2)

(4) 熱中症の防止 (重点期間5月～9月)

- 1) 作業所の気象予報及びWBGT値を把握し作業員へ周知する。
- 2) WBGT値が33℃以上になった場合は、作業を一旦中止し再開について検討を行う。
- 3) 作業環境及び作業時間等に配慮する。
- 4) 熱中症既往歴や持病(糖尿病、高血圧、心血管疾患等)を確認する。
- 5) 熱中症対策強化期間中(5～9月)は、朝礼時の健康確認と、1時間に1回(猛暑時)の体調確認を確実に行う。

熱中症が疑われる事象が発生した場合

- 6) 熱中症が疑われる事象が発生した場合は、応急処置を行うと共に、緊急時医療機関に一報を入れ、医療機関の指示に従う。緊急時は、一刻を争うため、躊躇せず救急車を要請する。



(5) 激突され災害の防止

- 1) 上下作業における直下の立ち入り禁止措置を徹底する。
- 2) 工具類の正しい操作方法を周知徹底する。
- 3) 電動工具類の安全装置設置状況の確認と整備を徹底する。
- 4) 使用工具に見合った保護具を着用させる。
- 5) 高圧ホースの正しい使用方法を徹底する。
- 6) 係留ロープ等の内角への立ち入り禁止を徹底する。



甲プロテクターの着用について

- 1) 解体工事や杭頭処理、土間研りなど、ハンドブレーカー及び電動ハンマー(電動ピックなど)を用いて「研り作業」を行う際に、ハンドブレーカーが跳ねて足に当たる災害を防止する為に安全長靴等の保護具着用による「つま先部の保護」に加え、「甲プロテクター」等の保護具を着用(使用)する事で、「足の甲の保護」を徹底させる。

(6) 挟まれ災害の防止

- 1) 玉掛け作業「3・3・3運動」を徹底する。
- 2) 挟まれる危険のある箇所の立ち入り禁止措置を講じる。
- 3) 挟まれる危険のある作業での退避空間を確保する。

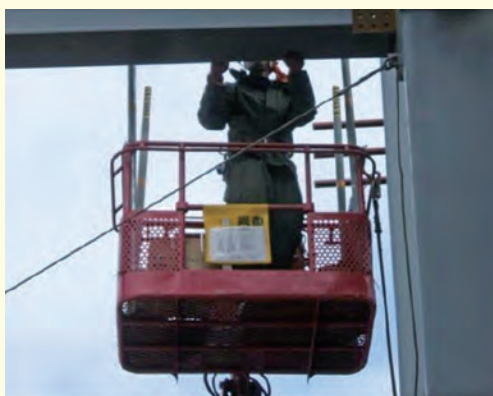


(6) 挟まれ災害の防止

高所作業車の事故防止

- 1) 高所作業車作業計画を作成し、周知徹底する。
- 2) 鉄骨梁の下に入る操作は禁止する。必ず脇から接近し作業を行う事。
- 3) バケットに設置する安全対策を「防護型」あるいは「注意喚起型」のいずれかにするか作業内容、作業環境等を十分に検討し選択する。

防護型



バケットの四隅に単管を固定。

※固定方法は番線が多い。

端部処理を忘れずに!

【メリット】

- ・旋回時、バケット四方の障害物に対して挟まれる危険が減った。

【デメリット】

- ・上昇の際に単管の間に梁が入ってしまう場合がある。
- ・水平ネット等に引っ掛かってしまう。

注意喚起型



CD管(φ28)をU字型に固定。

※固定方法は番線が多い。

端部処理を忘れずに!

【メリット】

- ・常にガードが視界に入る事により、バケットの上部と障害物に対する距離感が分り易くなり挟まれ・接触の危険減少。

【デメリット】

- ・ガードがCD管(φ28)の為、倒れ易い。
(対処として鉄筋材D10を芯材として通して使った。)

(6) 挟まれ災害の防止

縦吊りクランプによる揚重作業の禁止

- 1) メーカーを問わず全ての縦吊り用クランプを禁止するとともに、横吊り用クランプを縦使いにする吊り方も禁止とする。
代替措置として、鉄板の穴を利用してシャックル、専用クランプを用いて作業する。
- 2) 敷鉄板の吊り込みは、敷鉄板吊り専用フックを使用する。
- 3) 敷鉄板の吊り穴に敷鉄板吊り専用フックが挿入できない場合は、敷鉄板を一旦持ち上げ、敷鉄板下に角材等を配置した後で玉掛作業を行う。バックホウのバケット等で敷鉄板を持ち上げた状態での玉掛作業は絶対に行わない。
- 4) 専用フックを外す時は、敷鉄板の吊り穴付近に角材を入れて玉外しをする。

敷鉄板つり専用 (SFB1-3型)



- 特長**
- ワイヤー取り付け用シャックル付。開口がワイドな80mm。
 - ラッチ式の外れ止め装置付の安全フックです。
 - スリングの複数掛けにも最適です。



形式	基本使用 荷重 (ton)	開口寸法 (mm)	自重 (kg)
SFB-1-3	3	80	3.5

(6) 挟まれ災害の防止

玉掛ワイヤーロープ等について

1) 玉掛用具の安全点検を実施し、不適格品の排除を行う。

1月：緑色	2月：黄色	3月：赤色	4月：白色
5月：緑色	6月：黄色	7月：赤色	8月：白色
9月：緑色	10月：黄色	11月：赤色	12月：白色

2) 圧縮止め部分に点検を明示するテーピングを行わないこと。

(点検時に圧縮止め部分の傷・つぶれ・割れ・摩耗等の確認が出来ないため禁止)。



3) ナイロンスリングについてもワイヤーロープ同様に点検を実施する。

	1. アイ 日常点検 定期点検	2. 縫製部 日常点検 定期点検	3. 本体 日常点検 定期点検
点検 ポイント	アイの毛羽立ち、たて糸の損傷、目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷、縫糸の切断、形状の崩れがないか？	縫製部の目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷、縫糸の切断、はく離がないか？	本体の毛羽立ち、たて糸の損傷、切り傷、擦り傷、引っ掛け傷、縫糸の切断、はく離がないか？
廃棄基準	 ・目がわからないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの ・目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷が認められるもの ・縫い糸が切断してアイの形が保たれていないもの	 ・目立った切り傷、擦り傷、引っ掛け傷が認められるもの ・縫糸が切断して、ベルトのはく離が少しでも認められるもの	 ・全幅にわたって織目がわからないほど毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの ・幅方向に幅 1/10、または厚さ方向に厚さの 1/5 に相当する切り傷、擦り傷、引っ掛け傷などが認められるもの ・縫糸が切断して、幅以上の長さにわたって、はく離しているもの
	4. シグナルサイン 日常点検 定期点検	5. その他外観異常 日常点検 定期点検	6. 使用期限 定期点検
点検 ポイント	シグナルライン(使用限界表示)の露出がないか？	熱や薬品などによる損傷がないか？	使用期限は過ぎていないか？
廃棄基準	 ・摩耗、傷によってアイ、縫製部または本体のいずれかの部分において、シグナルライン(使用限界表示)が著しく露出または消失したものの	・熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの	[屋内で使用する場合] 使用開始後7年を経過したもの [常時屋外で使用する場合] 使用開始後3年を経過したもの ※ベルトスリングの使用状況によって、外観に損傷及び異常がなくても、使用期間を超えるものは廃棄になる

(6) 挟まれ災害の防止

コンクリート2次製品の玉掛について

- 1) 玉掛用具として不適当なもの(番線・安全トラロープ・端角材・型枠チェーン等)を使用しないこと。
- 2) U字溝内張り式吊りクランプはメーカーを問わず、U字溝敷設時にのみ使用を許可する。敷設時以外の荷卸し、小運搬は使用禁止とする。
- 3) いずれの製品も取扱手順及び使用上の注意事項を遵守すること。
- 4) 有資格者に作業させ、挟まれ・接触が無い方法を選択し、玉掛け・玉外し手順、合図方法など作業手順を事前に検討する。そして、安全に作業が行えることを確認し、作業員によく周知してから作業に取り掛かること。合図者(誘導者)は、関係作業員が安全な場所(指定)まで退避し、作業半径内にいない事を確認してから、揚重機のオペレーターに合図を出すこと。

製品名	スーパークランプ(参考)	イーグルクランプ(参考)
U字溝	・ U字溝内張り式吊りクランプ: BUC型 ※敷設時のみ使用を許可する。 	・ U字溝吊上用: ECC型 

(7) 埋立浚渫協会統一ルールを順守する

- 1) 径が太く重い係留ロープのアイ部に両手で保持するための補助ロープ(「耳ロープ」又は「結び目方式」)を取り付ける。
- 2) 大型作業船の保有油防除資材数量一覧と配置図を見やすいところに掲示すること。
- 3) 救命浮環に所有者のみでなく連絡先電話番号を表示すること。
- 4) 送気ホースにテープを巻くことを禁止する(通信線を結束する最小限の使用は可とする)。
- 5) 10m以深のフーカー式潜水作業では、緊急用ポンベを携行する。
- 6) 回航中に事故等が発生した場合の連絡は以下の内容を実施する。
 - ①「現場で使用した作業船または使用する作業船を対象とする回航・曳航時に海難事故等が発生した際は、海上保安庁へ連絡した時点で元請に必ず連絡すること」を、船舶保有会社を含め徹底する。
 - ②報告を受けた際は、速やかに発注者に報告すること。

※補助ロープ取付例

①「耳ロープ」



②「結び目方式」



(8) カッターによる切創災害の防止

- 1) 作業箇所を整理整頓し、安定した作業姿勢で作業する。
- 2) 用途に合ったカッターナイフを使用する。
- 3) 刃の進む方向に押さえる手を置かず、手前に向かって引くように切る。
- 4) 刃は、必要最低限の長さで使用する。
- 5) 切れが悪くなったら、新しい刃に交換する。
- 6) 使用後は刃先をしまい固定してから所定の場所にしまう。
- 7) カッターナイフをよく使う作業では、安全基準(レベル3C以上)を満たした耐切創手袋を着用する。

※カッターナイフ等レベル3C以上の切創手袋を使用する作業例



性能レベル						
試験方法	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	
①耐摩耗性[回数](%)	100	500	2,000	8,000	—	
②耐切創性[指数](%)	1.2	2.5	5.0	10.0	20.0	
③引裂強さ[N](%)	10	25	50	75	—	
④突刺強さ[N](%)	20	60	100	150	—	
試験方法	レベルA	レベルB	レベルC	レベルD	レベルE	レベルF
⑤ENISO耐切創性[N](%)	2	5	10	15	22	30
⑥EN 衝撃保護性	P 又は F(%)					



(9) 作業変更時に伴う災害の防止

- 1) 作業変更時はすぐに作業を中止する。
- 2) 元請職員と作業計画(作業手順)を見直す。

作業変更時は、すぐに作業中止



STOP

作業に変更が生じた場合は…

作業員は… 安責者・職長に **相談・報告**



安責者・職長は… 作業所長(元請社員)に **連絡**



関係者が **作業計画** を **見直し** て **作業再開**

作業変更とは？

前日の「安全施工打合せ」で決めた作業(内容)について

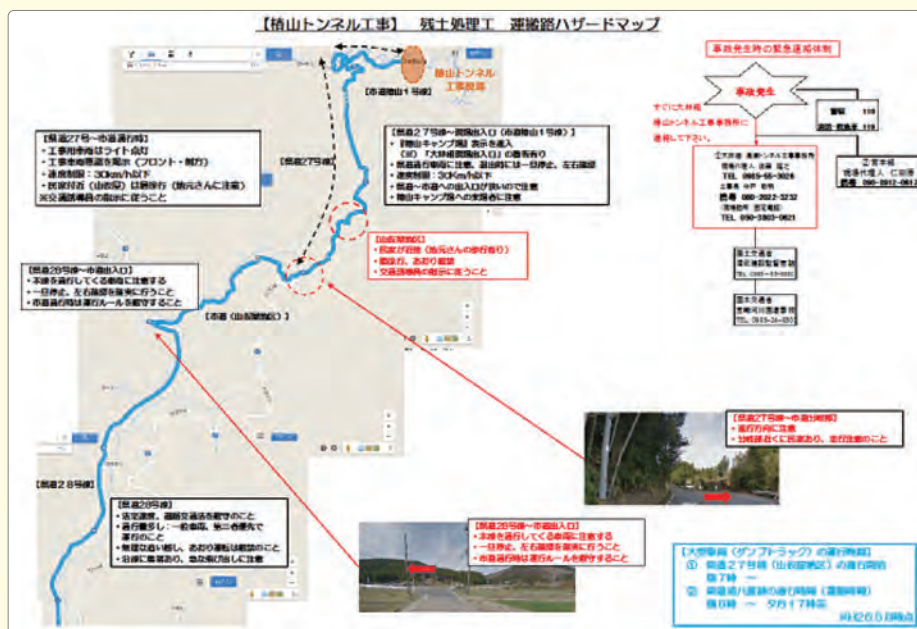
- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ①打合せと違う作業を行う | ④作業手順にない作業を行う |
| ②当日の予定にない作業を行う | ⑤安全設備などの打合せ以外の変更
(足場等の取り外し) |
| ③打合せた役割(作業を指揮する者など)
と違う | ⑥機械トラブルの発生 |



株式会社 本間組

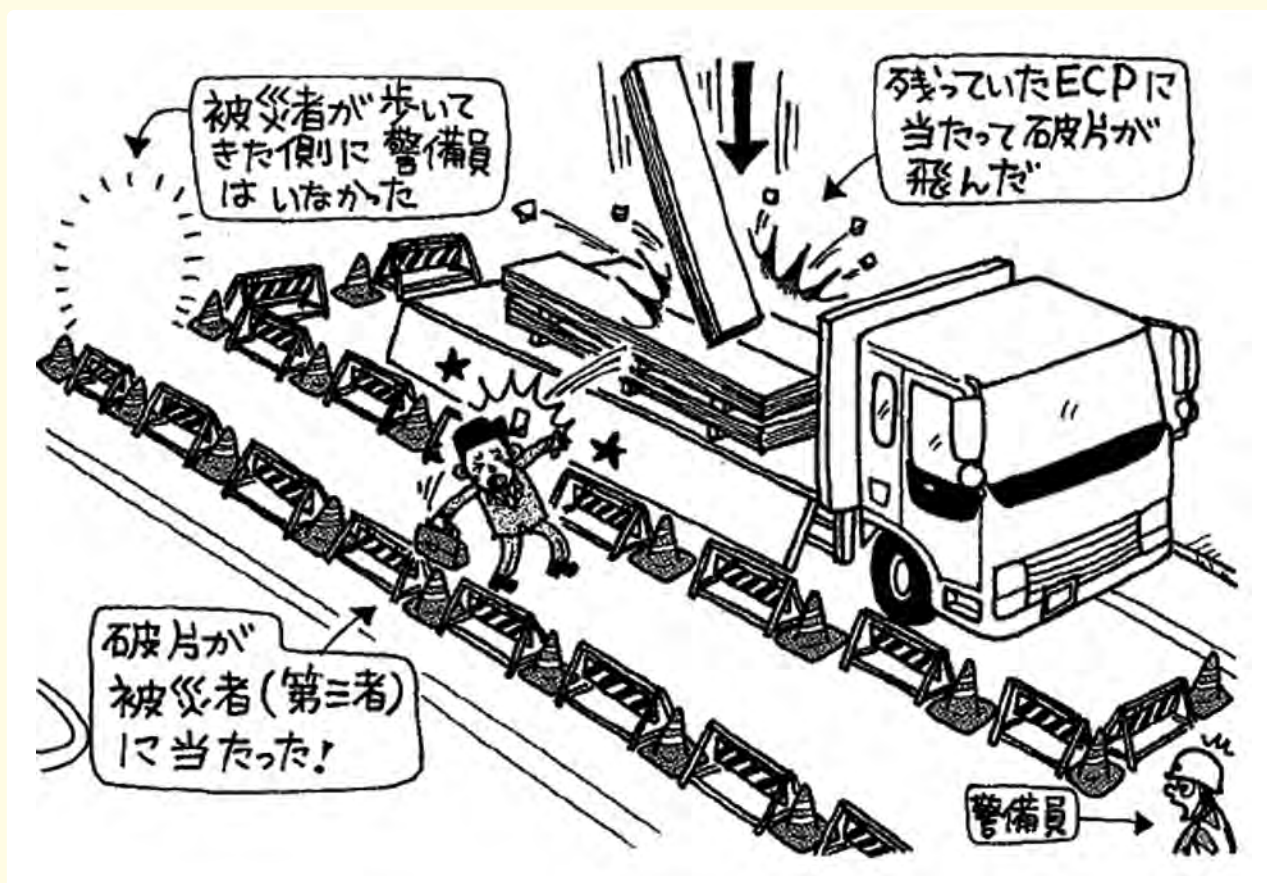
(10) 交通災害の防止(工事車両)

- 1) 危険予知マップを作成し、活用する(運搬が主要作業となる場合)。
- 2) ユニック車・トラッククレーン・ラフタークレーンは走行前のアウトリガー・ブームの格納を確認する。
- 3) 傾斜地での輪止めの使用を徹底する。
- 4) 駐車場では、出船形駐車 of 励行、バック時の目視による周囲確認を徹底する。



(11) 公衆災害の防止

- 1) 警察・道路管理者との事前打合せの徹底による第三者保護設備を設置する。
- 2) 近隣事前説明、周知を徹底する。
- 3) 保安員・交通誘導員の適正配置による安全を確保する。
- 4) 埋設物・架空線の事前調査と防護対策を徹底する。



(12) 悪天候時の労働災害の防止

- 1) 気象及び海象状況の早期把握と作業中止基準を周知徹底する。
- 2) 海上荒天時の船舶等への乗り降り時の安全を確保する。
- 3) 海上荒天時の船舶の停泊方法を協議し安全を確保する。
- 4) 強風による資機材の飛散防止、休憩所・トイレ等の固定を徹底する。
- 5) 積雪、凍結による転倒防止対策を徹底する。
- 6) 緊急事態を想定した避難方法を周知する。

凍結も圧雪もシャーベットも 転倒リスクが潜んでいます



転倒災害防止のポイント

- ① 屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。
- ② 事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ③ 夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。
- ④ 耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。
- ⑤ 屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

(13) 高年齢作業員について (65歳以上) 高齢社会白書(内閣府)

◆高年齢作業員の適正配置

- 1) 高年齢作業員は身心に機能の低下が現れてくるのでムリな仕事の割当てはさけて適正配置に配慮する。
- 2) 加齢により体内の水分量が少なくなり熱中症になりやすいので健康チェックや指導・教育をしっかりとこなう。



(14) 外国人労働者について

◆外国人作業員への指導・助言

- 1) 残留資格等の必要書類の確認・整備を確実に行わせる。
- 2) 外国語で表示した安全標識をできるだけ多く掲示する。
- 3) 関係者全員が積極的にコミュニケーションをとり、安全指示や作業手順等を理解しているか確認させる。



